

消費者行政推進会議取りまとめ

～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

平成 20 年 6 月 13 日

消費者行政推進会議

消費者行政推進会議 名簿

(敬称略, 50音順)

座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
	川戸 恵子	ジャーナリスト
	阪田 雅裕	弁護士 (前 内閣法制局長官)
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	島田 晴雄	千葉商科大学学長
	中村 ・ 夫	松下電器産業株式会社代表取締役会長
	中山 弘子	新宿区長
	林 文子	日産自動車株式会社 執行役員
	原 早苗	金融オンブズネット代表
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	吉岡 和弘	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 11 名

(平成 20 年 6 月 13 日現在)

1. はじめに

「消費者を主役とする政府の舵取り役」としての消費者行政を一元化するための新組織の創設は、消費者の不安と不信を招いた個々の事件への政府全体の対応力の向上を目指すのみならず、明治以来の日本の政府機能の見直しを目指すものである。明治以来、我が国は各省縦割りの仕組みの下それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきたが、この間「消費者の保護」はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割りの行われてきた。しかし、こうした古い行政モデルは見直しの対象となり、規制緩和など市場重視の施策が推進されるようになった。その結果、今や「安全安心な市場」「良質な市場」の実現こそが新たな公共的な目標として位置づけられるべきものとなったのである。それは競争の質を高め、消費者、事業者双方にとって長期的な利益をもたらす唯一の道である。

消費者行政を一元化する新組織の創設はこの新たな目標の実現に向けて政府が積極的に取り組むことを自らの行動を通して示すものに他ならない。それはまた、政府がこれまでの施策や行政の在り方を消費者基本法の理念である「消費者の利益の擁護及び増進」「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」の観点から積極的に見直すという意味で、行政の「パラダイム（価値規範）転換」の拠点であり、真の意味での「行政の改革」のための拠点である。

新組織は何よりも先ずこれまでの縦割りの体制に対して消費者行政の「一元化」を実現することを任務とし、そのために強力な権限と必要な人員を備えたものでなければならない。しかし、この組織が機動的に活動できる賢い組織として消費者行政において司令塔的役割を果たすためには、何よりも地方自治体との緊密な協力が必要であり、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築されなければならない。行政の「パラダイム（価値規範）転換」のためには中央地方を貫く、消費者の声が届く連携・協力のネットワークの創出が不可欠である。

この度創設される新組織は行政のこうした大きな転換の重要な起点であり、発足後も「消費者の利益の擁護及び増進」のために継続的にその活動を強化充実していかなければならない。実際、すべてを一挙に、限られた時間の中で実現することはできな

い。こうした強化充実のためには消費者の声を真摯に受け止める仕組みの存在と消費者による強力な後押しが欠かせない。消費者がよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与することがあってこそ、新組織はその存在感を高めることができる。

新組織の創設は、転換期にある現在の行政の関係者が「公僕」としての自らの活動の意味を再考する重要なきっかけを作るものであるとともに、消費者の更なる意識改革をも促すものである。その意味でこの改革は「消費者市民社会¹」というべきものの構築に向けた画期的な第一歩として位置づけられるべきものである。

¹ 「消費者市民社会」とは、個人が、消費者としての役割において、社会倫理問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況等を考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。こうした社会の構築は、生活者や消費者が主役となる社会の実現に資するものと考えられる。

消費者庁は強力な勧告権を持つこととし、その旨を個別の業法に明記する。また、消費者庁は、処分について事前協議を受けるべきである。

さらに、不正取引に関する申出制度の整備を進める。

(iii) 「安全」に関する法律については、民事ルールを定める法律は、消費者被害の実態を踏まえ整備することが必要であることから、消費者庁が所管する。

危害の発生についての報告制度、情報収集、情報分析（商品テストを含む）、危害の発生に即応した司令塔機能、緊急避難措置に関する法律は、

- ① 消費者被害の実態を踏まえ機動的に対応することが決定的に重要であること
- ② 各省庁をまたがる横断的な調整が必要である

ことなどから、消費者庁が所管する。特に、重大事故報告・公表制度については、消費者庁が所管し、消費生活用製品以外の製品、食品、サービス、施設等の分野に広げていくこととする。この重大事故報告・公表制度を含め、消費者庁は、安全に関する情報を一元的に集約・分析するとともに、情報を早期に発信・公表することなどにより、食品をはじめとした消費者の「安全」を確保する。

安全基準の設定については、製造、流通プロセスに関する情報を踏まえることが重要であるが、同時に消費者被害の実態等を反映することが必要であることから、各省庁が消費者庁に協議した上で決定することを各法律に規定する。

食品安全基本法は、消費者が日常的に消費する食品の安全に関する基本法であることから、消費者庁に移管する。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討する。

(iv) また、消費者庁が被害情報等を一元的に収集した上で、調査・検査・試験等を、

(独) 製品評価技術基盤機構、(独) 農林水産消費安全技術センター、(独) 国立健康・栄養研究所等の関係機関に、機動的に要請できる仕組みを構築する。具体的には、消費者庁が個別作用法に基づく権限を円滑に行使できるよう、独立行政法人等の関係機関の調査・検査・試験等の規定に関して所要の措置をとる。また、必要な場合、関係機関の設置根拠法の見直しを含めた検討を行う。

(v) これらの法律等と並んで、消費者庁は、法律に基づく緊急時の物価対策や公共

(3) 消費者庁の規模

総合調整、勧告など新たに設けられる機能に対応した体制を整備することで、「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うに相応しい規模とする。その際、法律の移管・共管や情報集約分析・司令塔機能等の整備に伴い、所要の機構、定員、予算を各府省庁から移し替える。

なお、食品安全委員会については、どこに設置するのが適当か政府を中心に引き続き検討を行うこととするが、いずれにせよ、食品健康影響評価（リスク評価）やリスクコミュニケーションの在り方を中心に改革を進める必要がある。その際、リスク評価の科学的客観性を担保しつつ、消費者とのリスクコミュニケーション等に関しては、消費者行政との連携を強める仕組みを整備する。特に、食品の安全に関する緊急事態が発生する際には、食品安全に関する総合調整を担う消費者行政担当大臣の判断で緊急対策本部を機動的に設置できるようにする等の対応が必要である。